

厚労省から、クーラー購入費支給に関する通知！

【厚労省通知改善】

本年4月1日以降に一定の条件を満たす方に対して、クーラー購入費（5万円）の支給が認められるようになりました。

厚生労働省は、本年6月27日に発表した社会・援護局長、保護課長通知で保護の実施要領を改正し、一定の条件を満たす場合にクーラーの購入費（5万円）の支給を認めることとしました。

猛暑で熱中症が心配される中、通知を存分に活用しましょう！

■クーラー購入費が認められる場合

以下の5つの **いずれかに該当し、かつ**、世帯内に「**熱中症予防が特に必要とされる者**」がいる場合。

2018年4月1日以降に、

- (ア) 保護開始された人でクーラー等の持ち合わせがない
- (イ) 単身者で長期入院・入所後の退院・退所時にクーラー等の持ち合わせがない
- (ウ) 災害にあい、災害救助法の支援ではクーラー等をまかなえない
- (エ) 転居の場合で、新旧住居の設備の相異により、新たにクーラー等を補填しなければならない
- (オ) 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受けて転居する場合にクーラー等の持合せがない



世帯内に「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる

課長通知問100「体温の調節機能への配慮が必要となる者として、**高齢者、障害（児）者、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当する**」

高齢者、障害（児）者、小児、難病患者だけでなく、地域や世帯の実情を踏まえた柔軟な解釈の余地を実施機関に与えたものです。

日本全国が灼熱列島となっている今、エアコンの持ち合わせがない方は、積極的に福祉事務所に申請を！

本年3月以前に保護開始された人は？

☀️「日常生活に必要な生活用品は…やりくりで賄うこと」と厚労省！

←相次ぐ引き下げで保護費が低く抑えられた中、節約して数万円単位の貯蓄なんて、不可能！

←2月や3月に保護開始された人と4月に開始された人の状況は大差なし！

■本年3月以前の保護開始でも、現に貯蓄のない人には、同様にエアコン購入費等の支給が認められてしかるべきです。積極的に申請し、仮に却下されたら審査請求や訴訟で争う余地があると考えられます。

■「住宅維持費」としてエアコン修理費の支給も可能なはず！

本件厚労省通知によって、エアコンは最低生活維持のために必要とされる家具什器であることが明確になりました。したがって、エアコン等の修理費は、「被保護者が現に居住する家屋の…従属物の修理…のために経費を要する場合」の「住宅維持費」に該当するものとして、当然支給することができるはず（実施要領局長通知第7-4（2）ア）。エアコンが壊れていて使えない方は、「住宅維持費」として修理費を請求してみましょう。

【発行】いのちのとりで裁判全国アクション・生活保護問題対策全国会議

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所 弁護士小久保哲郎 <http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/>